

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月29日病院長裁定)

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則

医療事故防止対策委員会リスクマネジャー連絡会議細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○<u>医療安全管理委員会</u>リスクマネジャー連絡会議細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院<u>医療安全管理委員会</u>規程(平成16年旭医大病第102号。以下「委員会規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、<u>医療安全管理委員会</u>リスクマネジャー連絡会議(以下「連絡会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1)～(14) (略) (15) その他<u>旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長</u>（以下「<u>管理委員会委員長</u>」という。）が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号の委員は、<u>管理委員会委員長</u>が指名する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 連絡会議に委員長を置き、第2条第1項第1号に規定する委員のうちから<u>管理委員会委員長</u>が指名する者をもって充てる。</p>	<p>○<u>医療事故防止対策委員会</u>リスクマネジャー連絡会議細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院<u>医療事故防止対策委員会</u>規程(平成16年旭医大病第102号。以下「委員会規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、<u>医療事故防止対策委員会</u>リスクマネジャー連絡会議(以下「連絡会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1)～(14) (略) (15) その他<u>医療事故防止対策委員会委員長</u>が必要と認めた者</p> <p>2 前項第1号の委員は、<u>医療事故防止対策委員会委員長</u>(以下「<u>対策委員会委員長</u>」という。)が指名する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 連絡会議に委員長を置き、第2条第1項第1号に規定する委員のうちから<u>対策委員会委員長</u>が指名する者をもって充てる。</p>

(略)

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

医療事故防止対策委員会から医療安全管理委員会へ委員会名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものである。

(略)